

年金収入280万円以上
の60万人対象

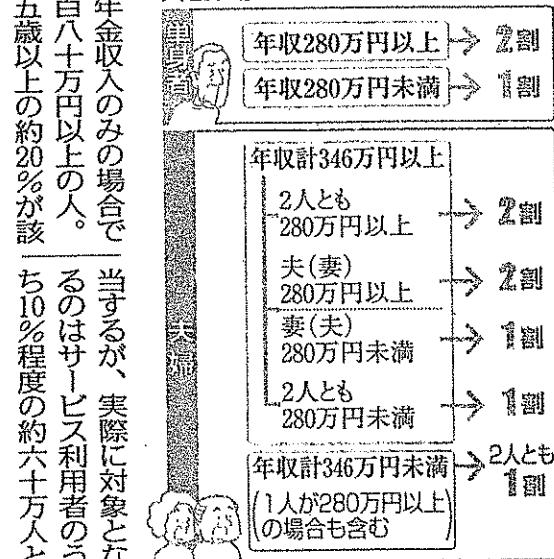
7/22
早良裕介

来月から介護費負担増

周知不足で混乱恐れ

一定以上の所得がある高齢者を対象に、八月一日から介護保険サービス利用時の自己負担が一割から二割に引き上げられるのを控え、市区町村が該当者に通知を送り始めた。だが「負担倍増」の通知に驚いた人からの問い合わせや苦情が相次いでいる。使うサービスを減らす動きも出ており、介護現場が混乱する恐れがある。

8月からの介護保険サービスの自己負担 (年金収入のみの場合)



みられる。
例えば要介護者の場合、
平均的な自己負担月額は二
万七千円。二割だと五万四
千円に増える計算だが、負
担上限があり、最高でも四
万四千四百円（八月以降、
現在は三万七千一百円）と
なる。

各地の自治体は今月末までに、要介護や要支援の認定を受けている全員に、保険証とは別に「負担割合証」を送付。この割合証で

が現役世代と同じ三割となる基準に比べ収入ラインが
低く設定されている上、夫婦では「いずれかの年金が
年二百八十万円以上でも、配偶者の年金が少なく世帯
合計が三百四十六万円未満

8月からの 介護保険改正

一定以上の所得がある人は、サービス利用の自己負担割合を1割から2割に引き上げ

低所得の施設入所者への部屋代や食費の補助は、1000万円超の資産がある場合は対象外に

特別養護老人ホームの相部屋人居者から部屋代を新たに徴収

介護サービス利用の自己負担上限額を、月3万7200円から月4万4400円に引き上げ

なら「一人とも一割負担」と
いった例外規定がある。

今月十日に通知を発送し

た東京都調布市には「なぜ

自分が二割なのか」「生活

に困る」と質問や苦情が相

次ぐ。川崎市は相談殺到に

備え、受け付け態勢を強化

した。

都内のケアマネジャー
(介護支援専門員)による

と、デイサービスの回数を

減らしケアプランを見直す

利用者もいるという。日本

介護支援専門員協会の原田

重樹副会長は「費用優先で

必要なサービスが受けられ

ないと本人が困る。事前に

よく相談してほしい」と話

す。

ほかにも八月以降、特別

養護老人ホーム(特養)利

用の低所得者への部屋代・

食費の補助を縮小し、特養

の相部屋人居者から部屋代

を徴収する。